

情報連絡関係

防災関係機関等連絡先一覧

1 関係機関

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線	
千 葉 県	東葛飾県民センター	県政情報課	361-2111	367-4348	○	○	
	東葛飾土木事務所	調整課	364-5136	362-4884	○	○	
	水道局市川水道事務所松戸支所	料金課	368-6141	363-5340			
	松戸健康福祉センター	総務企画課	361-2121	367-7554	○	○	
	西部防災センター		331-5511	331-5522	○		
	千葉県警察	松戸警察署 松戸東警察署	警備課 警備課	369-0110 349-0110	369-0110 349-0110	○ ○	○ ○
指 定 地 方 行 政 機 関	関東地方整備局	江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741		
			松戸出張所	343-3722	344-8919	○	○
		千葉国道事務所	管理第二課	043-287-0315	043-285-0412		
			柏維持出張所	04-7143-4320	04-7144-2063		
		首都国道事務所	工務課	362-4114			
	関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336	043-244-0760			
	関東農政局 千葉地域センター	農政推進グループ	043-251-8307	043-252-5261	○		
	関東森林管理局 千葉森林管理事務所	調整官	043-242-4656	043-242-4658			
	東京管区気象台 銚子地方気象台	防災業務課	0479-23-7705				
陸上自衛隊松戸駐屯地	需品学校企画室	387-2171		○	○		
指 定 公 共 機 関	東日本電信電話(株) 千葉支店	東葛営業支店	04-7162-4650	04-7162-7998		○	
	東日本旅客鉄道(株)	松戸駅	360-1402	360-1402		○	
	日本通運(株)	柏支店	04-7135-6600	04-7132-2322			
	東京電力(株)	東葛支社	04-7113-2000	04-7167-8731		○	
	郵便事業株式会社 松戸支店	総務課	362-2357	363-9134			
	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531	043-248-6812			
	日本放送協会 千葉放送局	企画総務	043-227-7311				
指 定 地 方 公 共 機 関	(社)千葉県LPガス協会	松戸支部	367-3609	362-1027		○	
	京葉瓦斯(株) 導管部	保安指令センター東葛	04-7164-0581	04-7162-5254	○		
	東武鉄道(株)	六実駅	387-6795	—	○	○	
	新京成電鉄(株)	松戸駅	362-2014	—	○		
	新京成電鉄(株)	八柱駅	387-3451			○	
	流鉄(株)	運輸区駅務担当区	04-7158-0117	04-7158-2274		○	
	北総鉄道(株)	東松戸駅駅務区	392-3235	392-3235			
	千葉県トラック協会 松戸支部	事務局	344-7643	344-7644		○	
	東武バスイースト(株)	沼南営業所	04-7193-2683	0471-93-2685		○	
	京成バス(株)	松戸営業所	362-1256	364-8470	○	○	
	松戸新京成バス(株)	本社	387-0388	389-8624		○	
	千葉テレビ放送(株)	報道制作局	043-231-3111				
	(株)ベイエフエム	総務部	043-227-7878				
公 共 的 団 体 等	松戸市医師会	事務局	368-2255	365-4915		○	
	松戸市歯科医師会	事務局	368-3553	365-4015		○	
	松戸市薬剤師会	事務局	360-3600	368-3783		○	
	千葉県接骨師会 松戸支部		387-3105	386-8131		○	
	松戸市社会福祉協議会		368-0503	368-0203		○	
	松戸市国際交流協会		366-7310	308-6789			
	松戸市土地開発公社		366-5811	366-6112			
	松戸市都市整備公社		366-6111	366-6112			
	松戸市生きがい福祉事業団		383-1711	383-1724			
	松戸市シルバー人材センター		330-5005	330-5008			

情報連絡関係

機 関 名		連 絡 先	一般電話	F A X	県 防 災 行政無線	MCA 無 線
	文化振興財団		384-5050	384-5243		
	とうかつ中央農業協同組合	経済センター	341-5151	341-5154		
	松戸市漁業協同組合		362-3462			
	松戸商工会議所	総務課	364-3111	365-0150		
		大型店懇談会	364-1111	364-3231		
	千葉県獣医師会		043-232-6980	043-232-6986		
	都市再生機構 千葉地域支社	松戸住宅管理センター	368-3800			
	千葉県建築士会 松戸支部		368-0371	710-0515		
千葉県建築士事務所協会 松戸支部	(株)鈴木建築設計事務所	367-0077	367-6141			
そ の 他	松戸赤十字奉仕団	委員長	362-0428			
	松戸市消防団	団長	363-1115	363-1138		
	松戸市建設業協会		344-5171	346-3510		
	松戸地区タクシー運営委員会	合同、渡辺				○
	軽貨物協同企伸会		367-9372	361-4439		○
	生活協同組合 東葛市民生協	東葛組合員会館	364-7481	365-5424	○	○
	伊勢丹 松戸店		364-1111		○	○
	山崎製パン 松戸工場		364-1231		○	○

2 消防機関

施 設 名	一般電話	F A X	県 防 災 行政無線	消防無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)
松戸市消防局	363-1111	363-1121	○	○	○	○
中央消防署	368-0119	369-1166		○		
西口消防署	367-0119	362-4712		○	○	
馬橋消防署	344-0119	344-5525		○		
小金消防署	340-0119	341-0149		○		
大金平消防署	348-0119	347-9894		○		
五香消防署	387-0119	387-5490		○		
六実消防署	383-0119	387-9449		○		
東部消防署	391-0119	391-0111		○		
二十世紀が丘消防署	392-0119	391-4222		○		
八ヶ崎消防署	347-0119	347-0120		○		
消防団第1方面隊						
消防団第2方面隊						
消防団第3方面隊						
消防団第4方面隊						
消防団第5方面隊						
消防団第6方面隊						
消防団第7方面隊						
消防団第8方面隊						
消防団第9方面隊						
消防団第10方面隊						

情報連絡関係

3 市の施設

施設名	一般回線		県防災 行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
	普通電話	F A X				
市役所	366-7309	368-0202	○	○	○	対策本部
常盤平支所	387-2131			○	○	
小金支所	341-5101			○	○	
小金原支所	344-4151			○	○	
六実支所	385-0113			○	○	
馬橋支所	345-2131			○	○	
新松戸支所	343-5111			○	○	
矢切支所	362-3181			○	○	
東部支所	392-3061			○	○	
中央保健福祉センター	366-7489	363-9766		○	○	福祉避難所
小金保健福祉センター	346-5601	344-3400			○	
常盤平保健福祉センター	384-1333	394-5223			○	
〃 六実保健室	384-2583				○	
古ヶ崎市民センター	367-7700			○	○	
馬橋東市民センター	346-2055			○	○	
六和クリーンセンター					○	
市民会館	368-1237	366-3344		○	○	
森のホール21(文化会館)	384-5050	384-5243		○	○	
21世紀の森と広場(パークハウス)	245-8900	348-4522		○	○	臨時レポート
ユウカリ交通公園	341-2707			○	○	
市立病院	363-2171	363-2189	○	○	○	災害拠点病院
東松戸病院	391-5500	391-7566		○	○	
水道部	341-0430			○	○	
小金浄水場						
常盤平浄水場				○		
南部市場	362-5809	369-1181		○	○	県輸送拠点
北部市場	341-6161	345-2027		○	○	県輸送拠点
日暮クリーンセンター	388-6555			○	○	
クリーンセンター	384-3115			○	○	
東部クリーンセンター	391-1141				○	
和名ヶ谷クリーンセンター	392-1118			○	○	
北山会館	387-5855			○	○	遺体安置所
八柱霊園	387-2181			○		
北松戸保育所	362-8282	362-8163		○	○	
小金原保育所	341-2643	348-8246		○	○	
コアラ保育所	343-1262	343-8294		○	○	
梨香台保育所	391-3710	391-6997		○	○	
六実保育所	385-0998	385-8103		○	○	
牧の原保育所	385-0997	385-1982		○	○	
馬橋西保育所	344-8001	344-4196		○	○	
古ヶ崎保育所	367-9981	367-9294		○	○	
八柱保育所	392-2955	392-6972		○	○	
小金北保育所	344-4155	344-9347		○	○	
二十世紀ヶ丘保育所	391-2200	391-6963		○	○	
松ヶ丘保育所	368-9191	368-9704		○	○	
新松戸中央保育所	344-7221	344-9465		○	○	
松飛台保育所	384-2421	384-2048		○	○	
新松戸南部保育所	344-0010	344-4194		○	○	
新松戸北保育所	346-5161	346-7901		○	○	
古ヶ崎第二保育所	363-4004	363-4293		○	○	

情報連絡関係

4 収容避難所

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系 戸別受信機
女性センター	364-8778	364-7888	○	○
稔台市民センター(本館)	367-6420		○	○
稔台市民センター(別館)	367-6420			
明市民センター	368-6700		○	○
常盤平市民センター	387-2529			○
八柱市民センター	388-3570		○	○
小金市民センター	343-8641		○	○
小金北市民センター	343-8191		○	○
小金原市民センター	344-8268			○
六実市民センター	385-0116			○
六実市民センター(別館)	385-0116			
五香市民センター	386-8300		○	○
松飛台市民センター	386-6000		○	○
八ヶ崎市民センター	348-6667		○	○
新松戸市民センター	343-6500		○	○
馬橋市民センター	342-9690		○	○
二十世紀が丘市民センター	392-7021		○	○
東部市民センター	391-3701			○
古ヶ崎市民センター	367-7700		○	○
馬橋東市民センター	346-2055		○	○
勤労会館	365-9666		○	○
クリーンセンター(体育館)	384-3115		○	
六実高柳老人福祉センター	386-3478		○	
東部老人福祉センター	392-3701		○	○
東部スポーツパーク	391-0944		○	
和名ヶ谷スポーツセンター(アリーナ棟)	391-5990			
総合福祉会館	368-1241		○	○
(旧)根木内東小学校			○	
(旧)新松戸北小学校			○	
(旧)古ヶ崎南小学校			○	
(旧)新松戸北中学校			○	
小金原体育館	341-2242		○	
常盤平体育館	386-0111		○	
柿ノ木台公園体育館	331-1131		○	
青少年会館	344-8556	342-9244	○	○
青少年会館樋野口分館	369-0440		○	○
中部小学校	363-4191	363-4803	○	○
東部小学校	391-2971	392-5025	○	○
北部小学校	363-5251	363-2629	○	○
相模台小学校	363-4245	363-5952	○	○
南部小学校	363-5171	363-4422	○	○
矢切小学校	363-6887	363-6885	○	○
高木小学校	387-5103	389-4457	○	○
高木第二小学校	387-2191	389-4453	○	○
馬橋小学校	341-1218	340-0670	○	○
小金小学校	341-0450	342-1227	○	○
常盤平第一小学校	387-2397	389-3882	○	○
常盤平第二小学校	386-1331	389-5453	○	○
稔台小学校	364-4128	363-6383	○	○
常盤平第三小学校	387-4605	389-5848	○	○

情報連絡関係

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系 戸別受信機
上本郷小学校	363-9278	363-4234	○	○
小金北小学校	343-1263	340-0664	○	○
根木内小学校	341-2641	340-0663	○	○
栗ヶ沢小学校	341-2640	340-0656	○	○
松飛台小学校	387-0494	389-4885	○	○
松ヶ丘小学校	361-2238	368-3262	○	○
柿ノ木台小学校	365-7662	365-5568	○	○
古ヶ崎小学校	364-5118	365-5759	○	○
六実小学校	387-9391	389-0703	○	○
八ヶ崎小学校	342-1094	345-8091	○	○
梨香台小学校	391-4311	391-8198	○	○
寒風台小学校	363-1048	365-9535	○	○
河原塚小学校	392-5100	392-8187	○	○
和名ヶ谷小学校	391-2401	391-8882	○	○
旭町小学校	345-1177	346-9387	○	○
牧野原小学校	385-0996	388-2099	○	○
貝の花小学校	344-8611	349-4909	○	○
金ヶ作小学校	385-8886	384-6875	○	○
馬橋北小学校	344-8586	349-4104	○	○
殿平賀小学校	344-8621	345-9368	○	○
横須賀小学校	344-4040	348-8445	○	○
八ヶ崎第二小学校	344-7437	346-4945	○	○
六実第二小学校	384-3011	384-7709	○	○
新松戸南小学校	343-3275	348-8237	○	○
松飛台第二小学校	385-4111	385-8066	○	○
上本郷第二小学校	367-3413	368-1338	○	○
大橋小学校	392-2921	392-6166	○	○
六実第三小学校	384-3161	384-7879	○	○
幸谷小学校	344-6765	345-6956	○	○
新松戸西小学校	344-1061	345-9883	○	○
第一中学校	363-4171	364-2655	○	○
第二中学校	363-7205	364-6732	○	○
第三中学校	341-5195	345-0179	○	○
第四中学校	387-5311	386-9176	○	○
第五中学校	391-2110	391-8637	○	○
第六中学校	343-1208	345-0209	○	○
小金中学校	341-0646	345-0296	○	○
常盤平中学校	387-4611	386-9182	○	○
栗ヶ沢中学校	341-5178	345-0459	○	○
六実中学校	388-1190	386-9329	○	○
小金南中学校	342-1061	345-0538	○	○
古ヶ崎中学校	366-0420	364-7166	○	○
牧野原中学校	384-3021	386-9389	○	○
河原塚中学校	391-6161	391-8669	○	○
根木内中学校	343-1268	345-0623	○	○
新松戸南中学校	344-0188	345-0626	○	○
金ヶ作中学校	384-3171	386-9529	○	○
和名ヶ谷中学校	391-1818	391-8708	○	○
旭町中学校	342-3651	345-0725	○	○
小金北中学校	348-5700	345-0729	○	○
市立松戸高校	385-3201	385-3467	○	○

情報連絡関係

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系 戸別受信機
県立松戸高校	341-1288	346-4002	○	
県立小金高校	341-4155	349-2300	○	
県立松戸国際高校	386-0563	386-8518	○	
県立松戸南高校	391-2849	391-5287	○	
県立松戸六実高校	385-5791	386-4762	○	
県立馬橋高校	345-3002	346-5330	○	
県立松戸向陽高校	391-4361	391-8219	○	
専修大学松戸高校	362-9101		○	
日本大学松戸歯学部	368-6111	364-6295	○	
青松園				
図書館本館	365-5115	361-3770		○
運動公園	363-9241			○
文化ホール	367-7810		○	○
市民劇場	368-0070			○
常盤平児童福祉館	387-3320			○
健康福祉会館 (ふれあい22)	383-0022	383-5522	○	○
常盤平衛生処理場	387-5650			○
消防局	363-1111		○	○
博物館	384-8181	384-8194		○
戸定歴史館	362-2050			○
資源リサイクルセンター	384-7890			○
衛生会館	366-7771			○
斎場	387-4042			○
シニア交流センター	343-0521			○
公営競技事務所	362-2181			○
常盤平老人福祉センター	382-5125			○

情報連絡関係

同報系防災行政無線の自動放送文

<p>震度4の場合</p>	<p>こちらは、松戸市役所です。ただ今、強い地震がありました。皆さん、落ち着いて行動して下さい。</p> <p>市では、情報収集体制 を強化します。 (以上繰り返し)</p>
<p>震度5弱の場合</p>	<p>こちらは、松戸市役所です。ただ今、強い地震がありました。皆さん、落ち着いて行動して下さい。まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。</p> <p>市では、警戒配備体制 をとります。 (以上繰り返し)</p>
<p>震度5強の場合</p>	<p>こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。皆さん、落ち着いて行動して下さい。まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。今後も余震が続くと思われませんが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。</p> <p>市では、第1配備体制 をとります。 (以上繰り返し)</p>
<p>震度6弱の場合</p>	<p>こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。皆さん、落ち着いて行動して下さい。まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。今後も余震が続くと思われませんが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。</p> <p>市では、第2配備体制 をとります。 (以上繰り返し)</p>
<p>震度6強以上の場合</p>	<p>こちらは、松戸市役所です。ただ今、非常に強い地震がありました。皆さん、落ち着いて行動して下さい。まず身の安全を守り、火の始末をして下さい。あわてて外に飛び出さないで下さい。戸や窓を開けて出口を確保して下さい。落下物やブロック塀などに気を付けて、落ち着いて行動して下さい。もう一度火の元、ガスの元栓を確かめて下さい。今後のテレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ち着いて行動して下さい。今後も余震が続くと思われませんが、隣近所と助け合い安全を確保して下さい。</p> <p>市では、全職員を以って 第3配備体制 をとります。 (以上繰り返し)</p>

## 情報連絡関係

### 千葉県被害情報等報告要領（抜粋）

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要領は、千葉県地域防災計画（風水害等編、震災編）に基づき、千葉県災害対策本部事務局（県災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）の被害情報等の収集方法及び千葉県災害対策本部事務局へのこれら情報の報告方法と様式を定めるものとする。

##### 2 用語の定義

- (1) 本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）
- (2) 部門担当部：千葉県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- (3) 支部総務班：千葉県災害対策本部各支部総務班（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）
- (4) 事務所：千葉県災害対策本部支部各事務所（災害対策本部未設置時は、表1のとおり）

表1 (略)

支部区分	災害対策本部未設置の場合
(略)	(略)
東葛飾支部	東葛飾県民センター県政情報課
(略)	(略)

- (5) 防災関係機関：指定（地方）公共機関、ライフライン機関（鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話）、その他防災上重要な施設の管理者（病院、学校、社会福祉施設等）
- (6) システム端末：千葉県総合防災情報システム端末

##### 3 報告体系

###### (1) 報告基準

所管する区域内で基準に該当する災害を覚知後、原則30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を迅速に報告する。部分情報、未確認情報であっても報告するものとし、訂正、補足、修正等については、その都度迅速かつ適切に報告する。

なお、状況により、本部事務局から報告を依頼することもある。

###### ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (ウ) 災害が他県にまたがるもので本県における被害は軽微であっても、他県においては同一災害で大きな被害をもたらしているもの。

###### イ 個別基準

- (ア) 震度4以上を観測した地震。
- (イ) 津波注意報又は警報が発表されたとき。
- (ウ) 風水害
  - a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
  - b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
  - c 暴風等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
- (エ) 雪害
  - a 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
  - b 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

###### ウ 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。

###### (2) 報告先

報告先については、別表「報告先一覧」を参照する。



## 情報連絡関係

### (3) 報告様式の内容と報告時期

#### ア 災害緊急報告

災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害の具体的な対応状況の報告をする必要がある場合は、この様式を用いる。

#### (ア) 内容

<p>市町村の場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 庁舎等の状況</li><li>2 災害規模概況<ol style="list-style-type: none"><li>① 災害の発生場所 当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び発生日時を記入する。</li><li>② 概況<ol style="list-style-type: none"><li>a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況</li><li>b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況</li><li>c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況</li><li>d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況</li><li>e その他これらに類する災害の概況</li></ol></li><li>③ 被害の状況 当該災害により生じた人的被害、住家被害及び火災発生の有無について記入する。併せて、判明している事項については具体的に記入すること。</li></ol></li><li>3 応急対策の状況 当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入すること。 (例)<ul style="list-style-type: none"><li>・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li><li>・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li><li>・自衛隊の派遣要請、出動状況</li><li>・ボランティアセンター設置・ボランティアの活動状況</li><li>・その他関連事項</li></ul></li><li>4 措置情報<ol style="list-style-type: none"><li>① 災害対策本部等の設置状況</li><li>② 避難勧告・指示の状況</li><li>③ 避難所の設置状況</li></ol></li></ol> <p>部門担当部・防災関係機関の場合 個別の災害現場の概況、及び当該災害の具体的な対応状況等を内容とする。</p>
---

#### (イ) 報告時期

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告することとする。

#### イ 災害総括報告

#### (ア) 内容

所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

#### (イ) 報告時期

##### a 基準時報告

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告する。

##### b 定時報告

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

##### c 確定時報告

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

##### d 年報

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

## 情報連絡関係

### ウ 災害詳細報告

#### (ア) 内容

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、住民避難状況等）の詳細とする。

#### (イ) 報告時期

災害総括報告の報告時期の例によるものとする。

#### (4) 報告経路概要

全体の報告体系は別図「報告経路概要図」を参照する。

部門担当部の報告経路は別図「被害情報伝達経路（部門情報）」を参照する。

支部・市町村の報告経路は別図「被害情報伝達経路（支部・市町村情報）」を参照する。

#### (5) 被害の認定基準

別表「被害の認定基準」に基づき判定するものとする。

### 4 報告者の選任

(1) 県は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。

#### ア 総括責任者

各部署で1名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。

#### イ 報告者

各部署の班及び支部を構成する班で1名以上選任され、被害情報等の報告を取り扱う者。

(2) 市町村は次の基準により、平素から被害情報等の報告に係る総括責任者及び報告者を選任しておくものとする。

#### ア 総括責任者

各市町村において1名選任され、本部事務局への被害情報等の報告を総括する者。

#### イ 報告者

各市町村において所掌事務等を勘案して選任され、その所掌の被害情報等報告を取り扱う者。

(3) 防災関係機関は、平素から被害情報等の報告を取り扱う者を定めるように努めること。

### 5 通信運用

本要領による報告の電話・ファクシミリ等による通信運用は、別途定める「千葉県災害通信運用マニュアル」により行う。

### 6 システム端末による報告

別紙「システム端末による報告手続き」を参照。

## 第2 本部事務局の被害情報等収集・報告

(略)

## 第3 県(部門担当部・支部総務班・本部事務局現地派遣班)の報告

(略)

## 第4 市町村の報告

### 1 基本事項

市町村は、災害対策基本法第五十三条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第二十二条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

### 2 報告手続

#### (1) 報告事項

##### ア 災害の原因

##### イ 災害が発生した日時

##### ウ 災害が発生した場所又は地域

##### エ 被害の程度

##### ① 人的被害に関する事項

##### ② 住家被害に関する事項

##### ③ 非住家被害に関する事項

##### ④ その他の被害に関する事項

## 情報連絡関係

⑤ り災者に関する事項

⑥ 被害額に関する事項

オ 災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

② 避難等に関する状況

③ その他必要な事項

カ 災害救助法適用の有無

キ その他必要な事項

(2) 報告様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

但し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア 災害緊急報告（様式1-1）

イ 災害総括報告<基準時報告・定時報告・確定時報告・年報>

ウ 災害詳細報告<基準時報告・定時報告・確定時報告>

別表「市町村の報告様式」を参照する。

(3) 留意事項

ア 緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ報告する様式の余白にその旨記入すること。

イ 地震が当該市町村において震度4未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度4以上の地震があった場合は報告をすること。

ウ 市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。

エ 市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。

オ 情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。

カ 被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。

キ 被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するように努めること。

ク 人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

3 国（消防庁）への報告について

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

ア 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）

イ 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

（参考）直接即報基準（火災・災害等即報要領より抜粋）

3 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

4 消防本部（消防の一部事務組合を含む。）の報告

市町村の報告は第4の1から3に定められているが、消防本部については災害緊急報告の報告様式を変更する。

(1) 報告様式

ア 災害緊急報告（様式1-5）

報告内容と報告時期は、第1の3の（3）のアの例による。

但し、緊急通信欄には119番通報の殺到状況やその他緊急通信を記入するものとする。

イ その他の報告

別途本部事務局からの依頼により行うものとし、報告様式は第4の2の（2）と同じ。

但し、この内災害緊急報告（様式1-1）の報告はしなくてよい。

## 情報連絡関係

### 第5 防災関係機関の報告

#### 1 基本事項

防災関係機関は、その管理する施設について被害状況等を取りまとめ、県及び関係市町村に報告をする。

#### 2 報告手続

##### (1) 報告事項

所管する施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について報告する。

##### (2) 報告様式

##### ア 災害緊急報告（様式1-2）

（報告対象事項の例）

- ・ 運行停止、不能を伴う輸送関連施設（鉄道、バス、空港等）被害状況
- ・ 供給停止、不能を伴うライフライン施設被害状況

※上記の例は、その被害の発生のおそれがある場合も報告するものとする。

##### イ 災害詳細報告＜基準時報告・依頼に基づく報告＞

- ・ 電気被害詳細報告（様式16）
- ・ 電話被害詳細報告（様式17）
- ・ ガス被害詳細報告（様式18）
- ・ その他被害詳細報告（様式20）

情報連絡関係

被害認定基準

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		※ 住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家その居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

情報連絡関係

被害区分		認定基準等
河川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾		港湾法（昭和25年法律第18号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄道不通		電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶		ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
断水戸数		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
水道施設		※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注) 千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。(※を除く) 具体例等については、省略

情報連絡関係

各部・各班の報告等一覧

1 県への報告事項

報告の種類	報告担当	報告様式	防災情報システム入力画面
災害緊急報告	総括班	災害緊急報告（市町村）【様式1-1】	
	警防部	災害緊急報告（消防本部）【様式1-5】	
災害総括報告 〈基準報告〉 〈定時報告〉	総括班	災害総括報告（その1）【様式2-1】	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面
災害総括報告 〈確定時報告〉	総括班	災害総括報告（その1、その2） 【様式2-1、様式2-2】	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面
災害総括報告 〈年報〉	総括班	—	同上
災害詳細報告	市民部	避難状況詳細報告【様式3】	避難状況詳細報告画面
	市民部 保健医療部	避難所・救護所開設状況報告【様式4】	避難所・救護所開設状況報告画面
	福祉1部	人的被害詳細報告【様式5-1】	—
	調査班	住家被害詳細報告【様式5-2】	
	福祉1部 調査班	人的被害・住家被害詳細報告【様式6】 （確定時報告用）	人的被害・住家被害詳細報告画面
	教育1・2部	文教施設被害詳細報告【様式7】	文教施設被害詳細報告画面
	病院1・2班	病院被害詳細報告【様式8】	病院被害詳細報告画面
	建設部	公共土木施設被害詳細報告 【様式9-2、3】	道路被害詳細報告画面 橋梁被害詳細報告画面 河川被害詳細報告画面 砂防被害詳細報告画面
	—	港湾施設被害詳細報告【様式10】	港湾施設等被害詳細報告画面
	建設部	がけくずれ被害報告【様式11】	がけくずれ被害報告画面
	警察署	交通規制情報【様式12】	交通規制情報画面
	環境部	清掃施設被害詳細報告【様式13】	清掃施設被害詳細報告画面
	各鉄道事業者	鉄道被害詳細報告【様式14】	鉄道被害詳細報告画面
	給水部、県	水道被害詳細報告【様式15-1】	水道被害詳細報告画面
	東京電力	電気被害詳細報告【様式16】	電気被害詳細報告画面
	各電話事業者	電話被害詳細報告【様式17】	電話被害詳細報告画面
	京葉瓦斯	ガス被害詳細報告【様式18】	ガス被害詳細報告画面
	福祉1・2部	社会福祉施設被害詳細報告【様式19】	社会福祉施設被害詳細報告画面
	各部・各班	その他施設被害詳細報告【様式20】	その他施設被害詳細報告画面
	警防部	火災発生状況報告【様式21】	火災発生状況報告画面

## 情報連絡関係

### 2 災害救助法の帳簿等

帳簿等の種類	報告担当	備 考
救助の種目別物資受払状況	福祉1部	
避難所設置及び収容状況	市民部	
応急仮設住宅台帳	都市部	
炊出し給与状況	経済振興部	
飲料水の供給簿	給水部	
物資の給与状況	経済振興部	
救護班活動状況	保健医療部	
病院診療所医療実施状況	病院部	
助産台帳	保健医療部	
被災者救出状況記録簿	警防部	
住宅応急修理記録簿	都市部	
学用品の給与状況	教育2部	
埋葬台帳	保健医療部	
死体処理台帳	保健医療部	
障害物除去の状況	都市部	住居障害物
輸送記録簿	財務班	
令第10条第1号～第4号に規定する者の従事状況	保健医療部、都市部、建設部	医師、建築土木技術者等
令第10条第5号～第10号に規定する者の従事状況	都市部、建設部、財務班	土木建築業者、自動車運送事業者等

### 3 松戸市の様式

様 式 名	報告担当	備 考
職員動員報告書	各部・各班	
参集途上の被害状況報告	各部・各班	
受信用紙	各部・各班	
発信用紙	各部・各班	
被害等の記録・処理票	各部・各班	
避難者カード	市民部、環境部、福祉1・2部、 教育1・2部	
物資受払簿	各部・各班	
義援金品領収書	財務班、経済班	
罹災届出証明 申請書	調査班	
罹災証明書	調査班	





参集途上の被害状況報告

整理番号

■報告者氏名

■所属

部

班

■参集報告

○参集日時

年 月 日 時 分

○参集場所

本庁舎・避難所・その他 場所名 ( )

■見聞情報 (参集時に見聞きした情報)

- 自宅付近の状況
  - 道路の状況
  - 建物被害の状況
  - 救助者の有無
  - 火災の発生状況
  - その他気づいたこと
- ※火災、人命に関わる場合等、緊急に対処すべき事項は、担当班に直接連絡する。

■地図 (略図)

情報連絡関係

送信・受信用紙

相手番号	自番号	受付日時		受信担当者		所属長	班長
		平成 年 月 日		課	決裁		
		:		氏名			
件名(いずれかに○複数でもよい)							
種別	・訓練 ・地震 ・風水害 ・その他			項目	・被害 ・避難 ・物資 ・その他		
内容							
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
	被害状況等		安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
	被害状況等		安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
	被害状況等		安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
	被害状況等		安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
備考(その他詳細など)							
番号							

情報連絡関係

被害等の記録・処理票

整理番号

記録日時	月	日	午前・午後	時	分
報告者	氏名		電話		
	住所	(市や防災関係機関職員の場合は所属名)			
被害状況	(情報源、事実確認、緊急対応の必要性等に留意)				
附近見取図 (目標)					
対応状況					

受信者	現場調査 担当	未処理票 保管担当	資材担当	輸送担当	現場担当	処理済票 保管担当	本部長

未  
処  
理

情報連絡関係

避難者カード

(1家族ごとに1葉の避難者カードを配布し、記入を求めます。)

						避難所名		
①	世帯代表者 氏名					住 所	松戸市	
②	入所年月日	年	月	日	電 話	自宅 携帯		
	家 族	(ふりがな) 氏 名	性 別	年 齢	続 柄	勤務・就学先 名称	病気・アレルギー等、留意点をご記 入ください。	援 護
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
								要 否
	居住せずに食料・物資のみを 希望する場合		有 ( 食料・物資 ) ・ 無					
緊急連絡先 (親族など)		住所  氏名  電話						
③	防災機関以外からの問い合わせがあった場合、 住所・氏名を公表してもよいですか？					よ い ・ よくない		
④	退出年月日	年	月	日	(備考)			
	(転出先) 自宅・その他 住所							
	氏名							
電話								

※記載された内容については、防災関係機関で必要な場合に限り使用することを承諾します。

記入者 \_\_\_\_\_



義 援 金 品 受 領 書

No. \_\_\_\_\_

金 額 円 \_\_\_\_\_

品 名	数 量	

以上のとおり受領致しました。  
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

\_\_\_\_\_ 様

松戸市災害対策本部長  
松戸市長

印

罹災届出証明申請書

申請者	住所			
	氏名	印	罹災者との関係	

下記の内容について証明願います。

罹災日時	平成 年 月 日 時 分ごろ
罹災場所	松戸市
罹災者氏名	
罹災者住所	
届出の内容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

第 号  
平成 年 月 日

松戸市長 印



罹 災 証 明 書

太わく内を記入してください。

申 請 者	住所			
	電話 ( )			
	(現在の連絡先)			
	電話 ( )			
罹 災 者 氏 名	(ふりがな)			
	氏名 (罹災者と同じ場合は不要です。)			
罹 災 世 帯 員 の 構 成 員	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		
罹 災 建 物 の 所 在 地	松戸市  (アパート等名称 )			
罹 災 建 物 の 用 途 等	<input type="checkbox"/> 持家 居住者 <input type="checkbox"/> 借家 居住者 (所有者名 ) <input type="checkbox"/> 貸主 家主		<input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 非住家	

罹 災 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水
罹 災 原 因	平成    年    月    日 発生した _____ による。

上記のとおり相違ないことを証明する。

第            号

平成    年    月    日            松戸市長

